

妊婦支援給付金と 相談サポート

妊娠期から出産・子育て期まで安心して過ごせるように、
相談支援と給付金でサポートします。

STEP1

妊娠

✓母子健康手帳交付の時に
保健師等が面談を行います

妊婦支援給付金（1回目）

※申請書は面談時にお渡しします

妊婦さんに

5万円



STEP2

アンケート

✓妊娠8か月頃(妊婦健康診査9回目を受診
する頃)にアンケートに回答してください
必要に応じて助産師等に相談ができます



STEP3

出産

✓赤ちゃん訪問の時に
保健師等が面談を行います

妊婦支援給付金（2回目）

※早めに給付を受けたい方はご相談ください
(予定日8週間前の日以降から申請可能)

赤ちゃん1人につき

5万円



- 流産・死産も対象となる場合があります
- 母子健康手帳をもらう前に流産となった場合も対象となることがあります(胎児心拍確認必須)
- 申請から振り込みまで1~2か月程度かかりますのでご了承ください



↑詳しくはこちら

お問い合わせ

沼津市保健センター
(母子保健係)

TEL: 055-951-3480